

**利用できない牧草の処分をお考えの農家の皆様へ！**

## 利用できない牧草は生産したほ場に『すき込む』ことができます！

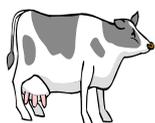
■飼料として利用できないほとんどの牧草は一般廃棄物として処理するか、生産したほ場にすき込み（還元）することができます。

○8000ベクレル/kg以下の牧草等は特別措置法<sup>※</sup>第22条において廃棄物処理法<sup>※※</sup>第2条1項の一般廃棄物として処分できるようになっています。

○しかしながら、飼料として利用できない牧草等は膨大な量です。少しでも早く以前の営農活動を取り戻すためにも、一般廃棄物としての処理を待たず、生産されたほ場への「すき込み」にご理解をお願いします。

※）特別措置法：「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）」

※※）廃棄物処理法：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）」



ほ場にすき込んで、新たに収穫される牧草は大丈夫ですか？

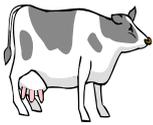
■これまで得られた知見によると、その後に生産される牧草への影響はわずかです。

○10アールのほ場で年間に生産される牧草4トンが1000ベクレル/kgだとし、これを全て深さ15cmにすき込むと、土壌の放射性セシウム濃度は25ベクレル/kg上がります。

○このほ場においてすき込んだら牧草から次に作付する牧草に移行する放射性セシウム濃度は2ベクレル/kgで、暫定許容値100ベクレルを大きく下回ります。

○すき込みによる次に作付けする牧草への移行が100ベクレル/kgとなるには、6万ベクレル/kg超の牧草をすき込んだ場合です。（移行係数を0.063と仮定）

○農林水産省では、上記試算の検証を行うため、利用できない牧草を生産されたほ場にすき込み、その後、播種、収穫し、収穫物の放射性セシウム濃度を分析し、農家等の皆さんに情報提供を予定しています。



「すき込み」は、誰がどのように実施するのですか？

■ 「すき込み」作業は、機械の確保や作業の熟練性、賠償請求に向けた証拠書類の作成などを考えれば、団体（JA等）や生産者の集団（コトラク等）が中心となって、地域一体で処理を進めることが望ましいと考えます。

事前準備

すき込み作業

（作業機械の確保）

- ・トラクター
- ・プラウ
- ・ボールカッター
- ・ボールクラブ
- ・フロントローダー
- ・トラック 等

（作業員の確保）

- ・世話役
- ・オペレーター
- ・作業員
- ・写真等管理員

（作業）

①開封



③細断



⑤すき込み



②たい肥化



④散布



⑥整地・鎮圧



（管理）

開封

- ・状況写真
- ・伝票
- ・作業日記

細断・散布

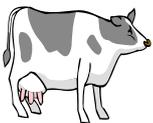
- ・状況写真
- ・伝票
- ・作業日記

すき込み

- ・状況写真
- ・作業日記

整地・鎮圧

- ・状況写真
- ・伝票
- ・作業日記



「すき込み」に要した費用はどうなりますか？

■ 「すき込み」に要した費用については、東京電力に対し損害賠償請求を行ってください（既に請求している場合を除く。）。

○損害賠償の請求には、要した費用に対する証拠書類の提出が不可欠ですので、写真や伝票等を整理・保管し、請求してください。

【問合せ先】